

山梨県公報

第千四百十四号

平成十五年

九月八日

月 曜 日

目次

告示

特定高山植物販売業廃業届の提出……………五六九

河川区域の指定の一部改正(三件)……………五六九

公告

平成十五年製菓衛生師試験の実施……………五六九

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………五七〇

告示

山梨県告示第四百四十号

山梨県高山植物の保護に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十五号)第十一条第二項の規定による特定高山植物販売業廃業届の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。
平成十五年九月八日

山梨県知事 山本 栄彦

氏名又は名称	住所	廃止年月日
桜井精三	甲府市山宮町三三六八番地の二六八	平成十五年二月二十八日

山梨県告示第四百四十一号

一級河川西川に係る河川区域の指定(昭和四十七年山梨県告示第七十三号)の一部を次のように改正する。
平成十五年九月八日

山梨県知事 山本 栄彦

「第五十九号図から第六十二号図まで」を「第一号図から第九号図まで」に改める。

(その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局塩山建設部に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百四十二号

一級河川田草川に係る河川区域の指定(昭和四十九年山梨県告示第二百二十四号)の一部を次のように改正する。
平成十五年九月八日

山梨県知事 山本 栄彦

「第一号及び第二号」を「第一号図から第八号図まで」に改める。
(その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局塩山建設部に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百四十三号

一級河川兄川に係る河川区域の指定(昭和四十九年山梨県告示第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
平成十五年九月八日

山梨県知事 山本 栄彦

「第一号から第四号まで」を「第一号図から第十八号図まで」に改める。
(その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局塩山建設部に備え置いて縦覧に供する。)

公告

●平成十五年製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)第四条第一項の規定により、平成十五年製菓衛生師試験を次のとおり実施する。
平成十五年九月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 試験日時

平成十五年十一月二十六日(水)午前九時から正午まで

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館大会議室(舞鶴城公園内)

三 試験科目

1 衛生法規

- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格
次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者（旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号。以下「省令」という。）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。）であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 学校教育法第四十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 製菓衛生師法の施行の際現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第四十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、製菓衛生師法の施行の日において三年を超えているもの又は同法の施行の日後三年を超えるに至つたもの
- 五 受験願書の提出方法
住所地在所管する保健所に持参すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課に持参すること。
- 六 受験願書の受付期間
平成十五年十月六日（月）から十日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。
- 七 提出書類
 - 1 受験願書
 - 2 履歴書
 - 3 四に掲げる受験資格を有することを証する書類
 - 4 写真（出願前六月以内に無帽で正面上半身を撮影した名刺型の写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）一枚
 - 5 法第四条第一項の厚生労働大臣の定める基準により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類

八 受験手数料
九千四百円（受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。
九 問い合わせ先
受験手続その他に関しては、最寄りの保健所又は山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五 二二三 一四八九）に問い合わせること。

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年一月八日まで縦覧に供する。
平成十五年九月八日

一 届出者の氏名又は名称及び住所
山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
富士急行株式会社 代表取締役 堀内光一郎	富士吉田市上吉田二丁目五番一号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 富士吉田富士急ターミナルビル
(二) 所在地 富士吉田市松山三百三十一の一番
- 2 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後九時	午後九時三十分
来客が駐車場を利用すること	午前八時三十分から午後	午前八時三十分から午後

ができる時間帯

午後九時三十分まで

午後十時まで

3 変更の年月日

平成十五年八月九日

三 届出年月日

平成十五年八月七日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番